

試験地 愛知県				
30002	30005	30007	30008	30014
30017	30019	30021	30023	30025
30037	30039	30044	30045	30046
30047	30048	30052	30053	30057
30062	30063	30066	30068	30070
30071	30077	30085	30087	30094
試験地 大阪府				
40004	40009	40023	40028	40040
40043	40058	40061	40063	40073
40077	40082	40086	40089	40091
40092	40096	40100	40104	40105
40114	40121	40123	40128	
試験地 福岡県				
50001	50002	50004	50006	50010
50013	50015	50017	50028	50034
50039	50047	50049	50052	50055
50072	50076	50081	50087	50104
50111	50112	50125	50136	50146
50150	50156	50171	50174	50185
50192	50193			

公 示 送 達

井口幸子氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和8年9月11日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記

日本弁護士連合会綱紀委員会2026年綱第12号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本

令和8年9月11日 日本弁護士連合会

公 示 送 達

上野哲也氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。

なお、日本弁護士連合会綱紀委員会及び綱紀手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和8年9月11日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記				
日本弁護士連合会綱紀委員会2026年綱第111号異議申出事案の決定通知及び決定書謄本				
令和8年9月11日 日本弁護士連合会				
行旅死亡人				
本籍・住所・氏名不詳、年齢50歳から80歳程度、身長約159から167cm程度、性別男性、着衣及び所持品は長袖ワイシャツ、黒色長ズボン、パンツ、ベルト、靴、靴下、腕時計				
令和8年7月6日午前10時57分、静岡県熱海市伊豆山1053番地の北西方の山中にて、発見場所を所有している会社の従業員2名が草刈り作業を開始しようとしたところ、道中で頭蓋骨を発見したものの。死亡日時は令和7年9月頃から令和8年5月頃の間と推定されている。				
死者は人定事項等を明らかにする身分証明書を携行しておらず、死体現場からも遺留品等について発見されていないことから未だ身元が不明である。				
身元引受人がいないため遺体は火葬に付し、本市納骨堂にて保管してありますので、心当たりの方は本市福祉事務所社会福祉課までお申し出ください。				
令和8年9月11日 静岡県 熱海市長 齊藤 栄				
行旅死亡人				
本籍・住所・氏名不詳、40歳～50歳代の男性、人相・特徴不明、着衣・遺留金品なし				
上記の者は、令和7年6月24日午後0時43分頃、大阪市西淀川区西島2丁目1番6号株式会社クボタ新淀川環境プラントセンターから西方図測約280mの神崎川左岸河川敷で発見されました。死亡は令和6年頃（推定）、発見場所に同じ。死因は不詳。遺体は小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。				
令和8年9月11日 大阪市 西淀川区長 松田 和也				

行旅死亡人				
本籍・住所・氏名不詳、60歳～80歳位の男性、身長166cm位、体格中肉、白髪混じりの黒髪 of 長髪、黒色ジャンパー、青色半袖シャツ、黒色長袖シャツ、黒色長ズボン、青色スニーカー、現金7,922円、外国紙幣7枚、外国硬貨22枚、会員証等のカード類21枚、腕時計、鍵4本、レシート6枚等				
上記の者は、令和8年4月24日午後3時02分、大阪市浪速区日本橋東三丁目11番恵美須町駅東第1駐車場西側歩道上で発見されました。死亡は令和8年4月24日昼頃（推定）、発見場所に同じ。死因は敗血症。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。				
令和8年9月11日 大阪市 浪速区長 武市 佳代				
特定空家等に対する措置命令の公告				
空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物について、その所有者等を確認できないため、同法第22条第10項の規定により公告する。				
令和8年9月11日 柏市長 太田 和美				
1 建築物の所在等				
住所 千葉県柏市豊四季945番地127				
構造 木造スレート葺2階建				
2 所有者等に命じる必要な措置の内容				
1の建築物については、「そのまま放置すれば衛生上有害となるおそれのある状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態」に該当しているため、当該建築物からの悪臭の飛散防止等の措置を行うこと。				
3 措置の期限 令和8年9月24日				
期限までに措置が行われない場合は、柏市長又はその措置を命じた者若しくは委任した者が措置を行う。その場合、措置に要した費用を所有者等から徴収する。				
4 柏市役所の掲示場への掲示				
この公告の内容は、柏市公告式規則第2条第2項に規定する市庁舎掲示場において掲示する。				

農業協同組合法第73条第4項で準用する法第64条の2の届出に関する公告				
下記に掲げる農事組合法人であって、本日現在において、当該農事組合法人に関する登記が最後にあった日から5年を経過しているものは、事業を廃止していないときは、2箇月以内に農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）第208条の2で定めるところにより、所管の行政庁に、その旨の届出をされたい。				
なお、当該農事組合法人が本日から2箇月以内に、その届出をせず、また、当該農事組合法人に関する登記がされないときは、当該農事組合法人は、その期間の満了の時に解散したものとみなされる。				
令和8年9月11日 静岡県知事 鈴木 康友 記				
農事組合法人安田ファーム 静岡県島田市大代3027番地				
会社その他の公告				
解散公告				
当社は、令和八年八月十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。				
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から移行します。				
令和八年九月十一日 北海道深川市富田町字広里四八九番地の二五 有限会社河村測量 清算人 河村 孟				
解散公告				
当社は、令和八年八月二十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。				
なお、右期間内にお申し出がないときは清算から移行します。				
令和八年九月十一日 札幌市東区北十二条東一丁目一番六の一〇五号 合同会社リバーランド 清算人 藤田 繁斗				